



一般社団法人 都市計画コンサルタント協会

協会レビュー 2017年第3号

協会での取り組み

平成 29 年 4 月に「ejob 事業」が本格的にスタートしました！！

都市計画コンサルタント優良業務登録事業“ejob 事業”が試行期間を経て、平成 29 年 4 月から本格的に稼働しています。

平成 29 年度の ejob 評価受付も 4 月からすでに始まっており、7 月 31 日が締め切りとなっています。今年度の受付期間が残りわずかとなっていますが、コンサルタントの皆様へ、ejob 事業の概要や応募方法等について、改めてお知らせしたいと思います。特に認定都市プランナーの方は、4 年ごとの更新の際、登録された優良業務の担当者には優遇措置があるので要チェックです。

(編集部 津端・楠亀)

1. 担当業務が評価・登録できる ejob 事業

都市計画の関係 4 団体^{※1}が協力し取り組んでいる都市計画コンサルタント優良業務登録事業、通称 ejob 事業は、コンサルタントが受注した業務を自治体担当者に評価依頼し、仕事が優れていると評価された場合、優良業務 (ejob) として登録することができる事業です。事業名にもなっている ejob の頭文字は、excellent の略であり、特に優れた業務は☆☆ (ダブルスター)、それに準ずる優れた業務は☆ (シングルスター) として評価内容が見える化されています。評価依頼した業務のうち、「標準的」と評価される場合は星が付かず ejob のデータベースに登録できないため、☆が一つでもついている業務は、それだけでも価値をもつものとなります。

自治体担当者の評価は、担当者 2 名以上が「専門技術力」「コミュニケーション力」「成果の品質」の点からそれぞれ 5 段階で評価することとなっています。

この ejob のデータベースを充実させることにより、自治体の都市計画担当者が業務発注する際、優れたコンサルタントを客観的に把握できることが期待されています。

また、登録内容は業務名称、業務内容、発注者などの業務概要だけでなく、担当技術者の個人名も併せて公表されることが特徴となっています。これにより、自分たちの業務実績を自治体に対して積極的に PR することに活用することもできます。

※1 関係 4 団体：「公益社団法人 都市計画学会」「公益財団法人 都市計画協会」「一般社団法人 都市計画コンサルタント協会」「認定 NPO 法人 都市計画家協会」



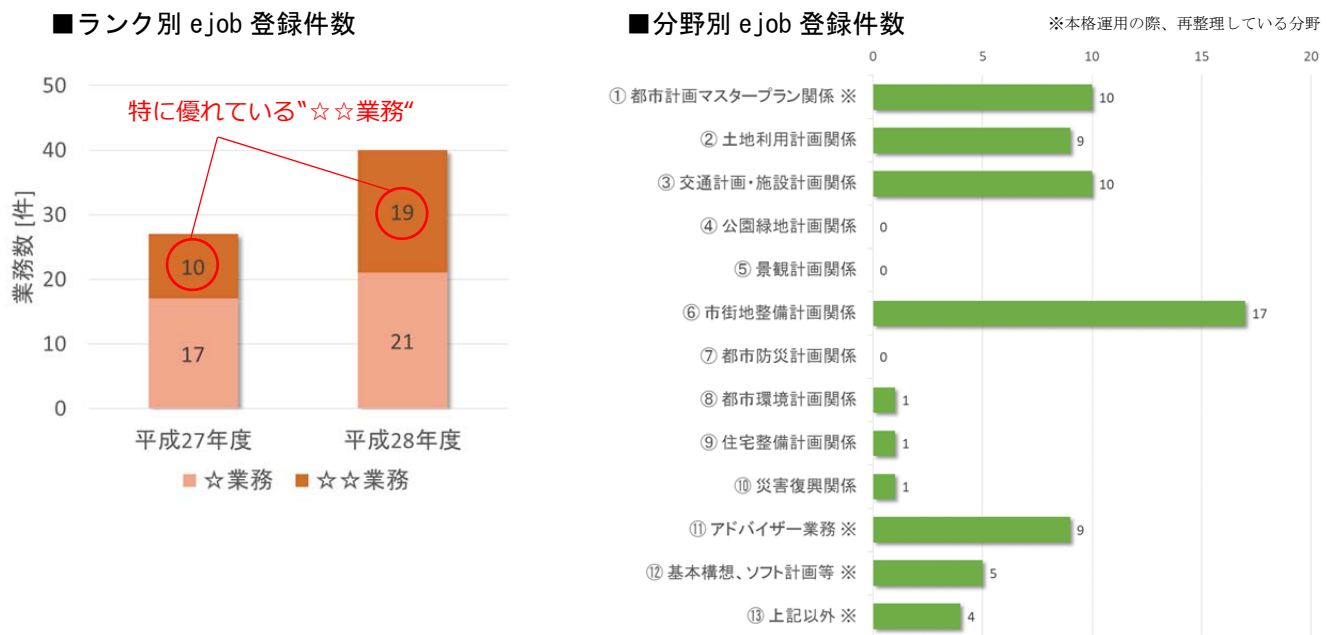


2. 現時点で ejob 登録は 67 業務、うち、特に優れている“☆☆業務”は 29 件

試行期間では、評価受付は 114 あり、67 の業務が ejob として登録されています。このうち、約 4 割（29 件）は☆☆業務、残り 6 割程度（38 件）は☆業務となっています。

また、業務分野^{※2}で見ると、市街地整備計画関係業務（17 件）が最も多く、都市計画マスタープラン関係業務（10 件）、交通・施設計画関係業務（10 件）、土地利用計画関係業務（9 件）、アドバイザー業務（9 件）が次いでいます。現時点では試行期間での実績であるため、まだまだ登録数が少ない分野も半数程度あります。

※2 本格運用では 11 分野で分類されていますが、アンケートでは試行期間の 13 分野で分類しています

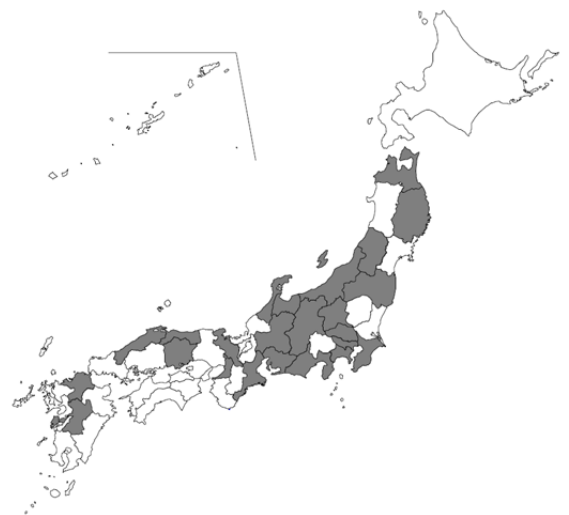


3. 協力自治体は、全国に広がりつつあります！

ejob 事業は、仕事を評価する自治体の協力が不可欠です。評価を受け付けることができる協力自治体（都道府県、市町村）は、平成 29 年 6 月 30 日時点で 69 あります。協力自治体のある都道府県は、北は青森、南は熊本まで全国に広がりを見せています。

現在、ejob 事務局やコンサルタントから、関係する都道府県や市町村に協力依頼や打診が行われており、協力自治体リストは随時更新されています。詳しくはホームページでご確認ください。

■ 協力自治体のある都道府県





4. ejob 事業は認定都市プランナー制度と連携を図っています

ejob 事業は、認定都市プランナー制度と連携が図られています。具体的には、ejob 事業で☆（シングルスター）または☆☆（ダブルスター）と評価された業務実績がある場合は、認定都市プランナーの口頭審査や、登録更新の際に優遇措置を設けられています。詳細は、7月21日に開催される「第1回認定都市プランナー情報交流会」^{※3}で説明が予定されています。

^{※3}情報交流会の開催案内 (<http://www.toshicon.or.jp/jitsumusenmonka>)

5. 自治体の認知度向上は今後の課題

昨年12月、ejob 事業運営委員会準備会が ejob に関するアンケートを、都市計画コンサルタント協会正会員企業101社、都市計画行政754自治体に対して実施しました。アンケートからは、自治体の認知度向上と ejob 事業の登録件数の増加について、課題がみえてきました。現在、都市計画関連の各種セミナーやシンポジウムでは、学会や協会からだけでなく、国土交通省からも ejob 事業に関する情報提供が行われています。

●自治体担当者の ejob 事業への認知度が低い

ejob 事業について、コンサルタントの8割以上は認知していると回答しています。一方、自治体担当者は「ejob 事業を知らない」と約75%が回答しています。また、「ejob 事業を知っているものの、まだ協力していない」と回答した自治体は、その理由として「はじまったばかりで、協力すべきか判断つかない」や「事業の内容を理解していない」という回答が多くなっています。

●ejob 事業への期待は高い

ejob 事業のデータベースについて、「自治体の都市計画業務発注に参考になるか」という設問では、「大いに参考になる」が6%、「まあまあ参考になる」が39%と、ejob 事業への期待は高いものとなっています。

一方、現時点では「登録件数が少ない」というご意見も多くいただいており、ejob の登録件数を伸ばすことは急務となっています。

6. ejob 評価依頼の受付は7月31日までです！ お急ぎください！！

平成29年度の募集は、昨年度完了業務を対象に7月31日まで評価依頼を受け付けています。受付期間は残りわずかとなっていますが、どしどしご応募ください。詳しくは、都市計画協会ホームページ内の ejob 専用サイト^{※4}でご確認ください。

^{※4}ejob 事業専用サイト (<http://www.tokeikyuu.or.jp/touroku.html#kyouryokujititai>)



平成 29 年度 ejob 事業の評価受付について

■平成 29 年度の登録対象業務

- ・平成 29 年度の登録対象業務は、事業要項第 4 に規定する業務で、平成 28 年度に完了したものの（平成 29 年度 4 月～12 月の間に完了したものを含む。）
- ・ただし、平成 27 年度に完了した業務であっても、発注自治体の了解が得られた場合は対象

■評価依頼の受付期間

- ・上記登録対象業務の評価依頼受付期間は、次のとおりです。

<協力表明自治体の発注業務>

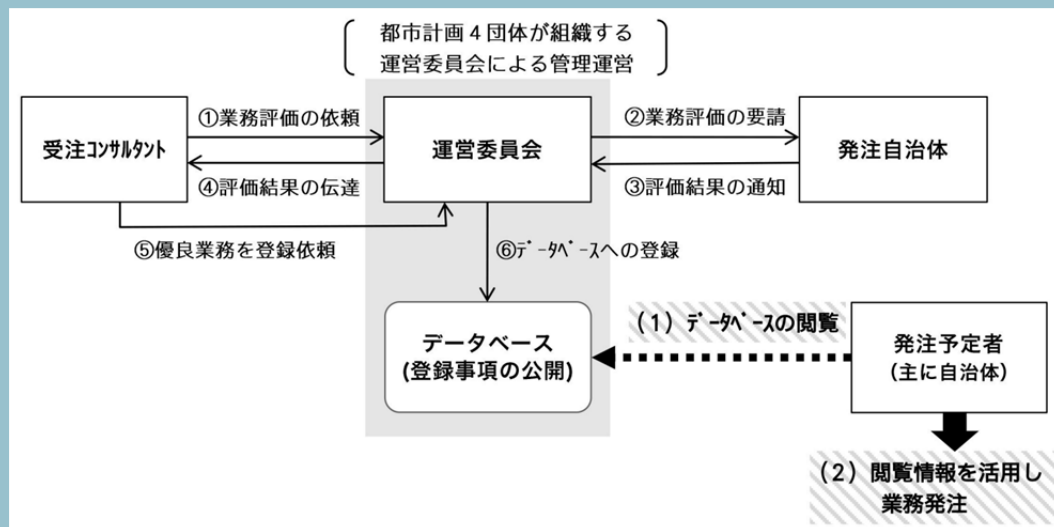
平成 29 年 4 月 24 日から 7 月 31 日

（ただし、本年 4 月～12 月の間に完了した業務については、個別にご相談下さい。）

<上記以外の自治体の発注業務>

7 月 31 日以降であっても、当該自治体が協力表明されて後、二ヶ月間は受け付けます

■ejob 事業の仕組み



協会レビュー 2017年第3号（平成29年7月発行）

発行元 一般社団法人都市計画コンサルタント協会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目一番一八号 ハイツニュー平河3F

Phone 03-3261-6058 Fax 03-3261-5082 E-mail info@toshicon.or.jp

Website <http://www.toshicon.or.jp/>

編集責任者 須永和久